

## 春日部市道路反射鏡の設置及び管理基準

### 1 目 的

道路において、自動車の確認をしやすくし、交通安全をはかる目的をもって道路反射鏡を設置する。

### 2 定 義

本基準において「道路反射鏡」とは、建物や壁などが原因で見通しの悪い交差点等に、自動車が適切な安全確認位置から自動車を直接目視確認することが困難な場合に運転者の目視を補助するため、設置するものとする。

### 3 設置場所

道路反射鏡の設置場所は、次の各号に定めるところによるものとし、別紙「道路反射鏡（カーブミラー）設置の考え方」（以下、考え方）を考慮し設置の判断をする。

（1）道路反射鏡の設置場所は、次に掲げる事項に該当する場所へ必要に応じて設置するものとする。

ア 信号制御されていない交差点で、優先道路に侵入しようとする箇所において、左右あるいは片方の見通しが悪い場所

イ 道路の屈曲部分において、前方の見通しが確認できない場所

ウ 公共用施設からの出口で、左右あるいは片方の見通しが悪い場所

（2）道路反射鏡は、次に掲げる事項に該当する場合は、設置しないものとする。

ア 私道内及び私道出口

イ 私有地からの出口

ウ 袋小路内及び袋小路出口

エ 「考え方」の（2）設置しない場所④のとおり、出口が同一の優先道路へ接続する道路からの出口及び当該道路内

オ 一時的に見通しの悪い場所

カ その他、設置困難な場所

#### 4 移設、撤去

(1) 私有地の利用形態変更（出入口等の変更）に伴い公道上に設置された道路反射鏡を移設、撤去する場合は原因者負担とする。

(2) 既存道路反射鏡について、下記の理由による場合は撤去する。

ア 私有地等は無償占有している道路反射鏡について、地権者から撤去依頼があった場合

イ 一時不停止や徐行義務を怠ったことによる事故で、道路反射鏡が起因となるものが多発した場合

ウ 道路環境の変化等を踏まえて必要性を再検討し、設置基準に合わない判断した場合

#### 5 現地調査

市民より設置要望がある場合、市は速やかに道路の状況、その他、諸般の状況を把握するため現地調査を行うものとする。